

～特別支援教育事業～

令和8年度
特別支援教育介助者派遣業務

入札実施要項等

※その他個別介助内容の詳細資料については閲覧のみ可能

沖縄市教育委員会
指導課

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 一般競争入札実施要項等一覧

1. 室川小学校（実施要項及び仕様書）
2. 美里小学校（実施要項及び仕様書）
3. 山内小学校（実施要項及び仕様書）
4. 北美小学校（実施要項及び仕様書）
5. 島袋小学校（実施要項及び仕様書）
6. 美原小学校（実施要項及び仕様書）
7. 泡瀬小学校（実施要項及び仕様書）
8. 比屋根小学校（実施要項及び仕様書）
9. 沖縄東中学校（実施要項及び仕様書）

【共通様式】

※以下は、各学校の入札に必要な共通様式です。

様式は同一のため、必要に応じてコピーしてご利用ください

1. 質問・回答書書
2. 入札参加申込書
3. 入札辞退届
4. 委任状
5. 入札書
6. 入札書（記載例）

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 競争入札実施要項 (室川小)

1. 趣旨

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣して教育活動や学校生活を円滑に送れるように支援する。

この実施要項は、派遣業務内容や競争入札の参加要件及び手続等を定めるものである。

また、当該事業は「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）を活用して実施される。

2. 派遣業務内容

- (1) 業務名称：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (室川小)
- (2) 選定方法：競争入札
- (3) 業務期間：令和8年4月10日～令和9年3月19日
- (4) 業務内容：児童生徒に介助者を派遣し、教育活動や学校生活を円滑に送れるよう支援する。
 - ① 移動時、排泄時、衣服着脱時、食事の介助支援
 - ② その他、児童生徒の安全な行動のための支援等※指導課窓口（沖縄市役所7階）にて詳細資料について閲覧可能です。

3. 参加要件

次の(1)から(7)に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募の受付期間中に受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の未納がないこと。（証明書等の提出を求める場合は、遅滞なく提出すること）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 契約

本業務の契約は以下のとおりとする。

- (1) 契約内容等：契約の詳細は契約書内で定めるほか、沖縄市契約規則に拠るものとする。
- (2)：契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 提出書類：契約締結時に、以下の書類の提出を求める場合には遅滞なく指定の期間内に提出すること。
 - ① 納税証明書（国税、県税及び市税の滞納がないことの証明）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人又は団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他、教育長が提出の必要を認めて提出を指示したもの※本市の入札参加登録者の場合①~③については提出不要

9. 留意事項

以下の事項に留意すること。

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 正当な理由なく提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき
 - ③ 本実施要項に違反する行為を認めたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があったと認められたとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後に書類の変更、差替えや再提出は認めない。但し、誤字脱字等の軽微なものは可とする。
- (3) 費用負担
入札参加に要する全ての費用等については、参加者のご負担とします。
- (4) 入札保証金について
入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。
ただし、契約規則第16条の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) その他
 - ① 入札参加者は「参加申込書」（様式2）の提出をもって本業務に係る全事項に同意されたものとする。
 - ② 入札及び開札等に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ③ 落札者が無い場合、入札参加者の中から法令等の定めに基づく手続きを進めることができるものとする。
 - ④ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした事業であり、交付状況によっては事業実施について変更または中止になる場合がある。

10. 事務局（沖縄市教育委員会指導課）

☎ 904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL : 098-939-7976（直通） / 098-939-1212（代表） 内線2755

E-mail : kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

担当 : 稲嶺・小浜

概要仕様書

1. 業務名称 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (室川小)
2. 業務概要 心身に障がいをもち、介助支援を要する児童・生徒に対するの介助業務
3. 介助対象者 1人 ①1年生：男子
4. 派遣人数 1人
5. 業務場所 沖縄市立室川小学校 等
6. 業務期間 令和8年4月10日～令和9年3月19日 の期間の授業日 194 日間
※業務期間に変動が生じる場合は、協議を行い変更を可とする。

第1条 目的

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣する。

第2条 介助者の業務

介助者は以下の業務に従事するものとする。（詳細は別紙資料参照のこと）

- ① 車椅子等を使用するなど、歩行に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ② 排泄の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ③ 食事の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ④ 校外で行う教育活動の際に必要な支援を行う。ただし、校外で行う教育活動は以下に掲げるものとする。

ア 遠足行事及び社会見学

イ 運動会又は体育祭

ウ 宿泊を伴う学習活動（修学旅行等）

エ 体験学習事業等

オ その他、支援を要すると認められるもの

- 2 本業務の実施にあたっては、学校及び保護者、児童生徒等と連携して、協議の上でその介助内容を決定するものとする。そのための協議の場は、派遣業務実施前に設けるものとする。
- 3 介助者と児童生徒及びその保護者、学級担任等の関係者は、連携して円滑な介助支援が実施できるように努めること。
- 4 介助者は児童生徒の介助支援の内容を業務日誌に記録し、学校及び教育委員会に報告すること。
- 5 その他、事故及び注意を要する事案があった場合には、教育委員会及び学校等に報告し、必要に応じて協議を行って再発防止等に努めること。
- 6 当該児童生徒が欠席する場合には、学校の指示に従って特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行うこと。

第3条 資格要件

介助者は、以下の要件を満たす者を派遣すること。

- ① 介護職員初任者研修 修了者（旧 介護ヘルパー2級）以上をもつ者
- ② 前号の資格を有しないものの、介護職現場にて従事した経験がある者（概ね2年程度）

第4条 勤務条件

介助者は以下の勤務条件とする。

- ① 勤務日：週5日（月～金の平日。但し、日曜参観日等で休日に勤務した場合は、学校の代替休日を休日に振り替える。）
- ② 勤務時間： 8時00分 から 16時00分 まで（左記時間内において60分の休憩時間をとる）
但し、児童生徒の体調、保護者の協力状況、学校行事に応じて勤務時間を変更することができる。その際は介助者派遣事業者と学校、保護者等と事前に協議して定めることとする。
- ③ 欠席日の勤務：当該児童生徒が欠席する場合には、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援も可能とします。
- ④ 派遣体制：介助者派遣事業者は、介助者の退職や欠勤等で介助支援が中断しないように派遣体制を整備すること。

第5条 その他

介助者派遣事業者は、関係法定を遵守すること。

- 2 介助支援業務実施中は学級担任等の指揮監督の下に支援を行い、保護者や学級担任等に対して不信を招くような言動は慎むこと。

第6条 協議

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、介助者派遣事業者と教育委員会や学校等と協議をして別に定めるものとする。

第7条 秘密の保持

業務上知り得た事実については、介助者は第三者に漏らしてはならない。

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 競争入札実施要項 (美里小)

1. 趣旨

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣して教育活動や学校生活を円滑に送れるように支援する。

この実施要項は、派遣業務内容や競争入札の参加要件及び手続等を定めるものである。

また、当該事業は「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）を活用して実施される。

2. 派遣業務内容

- (1) 業務名称：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (美里小)
- (2) 選定方法：競争入札
- (3) 業務期間：令和8年4月9日～令和9年3月19日
- (4) 業務内容：児童生徒に介助者を派遣し、教育活動や学校生活を円滑に送れるよう支援する。
 - ① 移動時、排泄時、衣服着脱時、食事の介助支援
 - ② その他、児童生徒の安全な行動のための支援等※指導課窓口（沖縄市役所7階）にて詳細資料について閲覧可能です。

3. 参加要件

次の(1)から(7)に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募の受付期間中に受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の未納がないこと。（証明書等の提出を求める場合は、遅滞なく提出すること）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 契約

本業務の契約は以下のとおりとする。

- (1) 契約内容等：契約の詳細は契約書内で定めるほか、沖縄市契約規則に拠るものとする。
- (2) 契約保証金：契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 提出書類：契約締結時に、以下の書類の提出を求める場合には遅滞なく指定の期間内に提出すること。
 - ① 納税証明書（国税、県税及び市税の滞納がないことの証明）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人又は団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他、教育長が提出の必要を認めて提出を指示したもの※本市の入札参加登録者の場合①~③については提出不要

9. 留意事項

以下の事項に留意すること。

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 正当な理由なく提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき
 - ③ 本実施要項に違反する行為を認めたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があったと認められたとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後に書類の変更、差替えや再提出は認めない。但し、誤字脱字等の軽微なものは可とする。
- (3) 費用負担
入札参加に要する全ての費用等については、参加者のご負担とします。
- (4) 入札保証金について
入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。
ただし、契約規則第16条の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) その他
 - ① 入札参加者は「参加申込書」（様式2）の提出をもって本業務に係る全事項に同意されたものとする。
 - ② 入札及び開札等に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ③ 落札者が無い場合、入札参加者の中から法令等の定めに基づく手続きを進めることができるものとする。
 - ④ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした事業であり、交付状況によっては事業実施について変更または中止になる場合がある。

10. 事務局（沖縄市教育委員会指導課）

☎904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL：098-939-7976（直通） / 098-939-1212（代表） 内線2755

E-mail：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

担当：稲嶺・小浜

概要仕様書

1. 業務名称 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (美里小)
2. 業務概要 心身に障がいをもち、介助支援を要する児童・生徒に対しての介助業務
3. 介助対象者 2人 ①1年生：女子 ②6年生：男子
4. 派遣人数 2人
5. 業務場所 沖縄市立美里小学校 等
6. 業務期間 令和8年4月9日～令和9年3月19日 の期間の授業日 195 日間
※業務期間に変動が生じる場合は、協議を行い変更を可とする。

第1条 目的

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣する。

第2条 介助者の業務

介助者は以下の業務に従事するものとする。（詳細は別紙資料参照のこと）

- ① 車椅子等を使用するなど、歩行に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ② 排泄の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ③ 食事の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ④ 校外で行う教育活動の際に必要な支援を行う。ただし、校外で行う教育活動は以下に掲げるものとする。

ア 遠足行事及び社会見学

イ 運動会又は体育祭

ウ 宿泊を伴う学習活動（修学旅行等）

エ 体験学習事業等

オ その他、支援を要すると認められるもの

- 2 本業務の実施にあたっては、学校及び保護者、児童生徒等と連携して、協議の上でその介助内容を決定するものとする。そのための協議の場は、派遣業務実施前に設けるものとする。
- 3 介助者と児童生徒及びその保護者、学級担任等の関係者は、連携して円滑な介助支援が実施できるように努めること。
- 4 介助者は児童生徒の介助支援の内容を業務日誌に記録し、学校及び教育委員会に報告すること。
- 5 その他、事故及び注意を要する事案があった場合には、教育委員会及び学校等に報告し、必要に応じて協議を行って再発防止等に努めること。
- 6 当該児童生徒が欠席する場合には、学校の指示に従って特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行うこと。

第3条 資格要件

介助者は、以下の要件を満たす者を派遣すること。

- ① 介護職員初任者研修 修了者（旧 介護ヘルパー2級）以上をもつ者
- ② 前号の資格を有しないものの、介護職現場にて従事した経験がある者（概ね2年程度）

第4条 勤務条件

介助者は以下の勤務条件とする。

- ① 勤務日：週5日（月～金の平日。但し、日曜参観日等で休日に勤務した場合は、学校の代替休日を休日に振り替える。）
- ② 勤務時間： 8時00分 から 16時00分 まで（左記時間内において60分の休憩時間をとる）
但し、児童生徒の体調、保護者の協力状況、学校行事に応じて勤務時間を変更することができる。
その際は介助者派遣事業者と学校、保護者等と事前に協議して定めることとする。
- ③ 欠席日の勤務：当該児童生徒が欠席する場合には、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援も可能とします。
- ④ 派遣体制：介助者派遣事業者は、介助者の退職や欠勤等で介助支援が中断しないように派遣体制を整備すること。

第5条 その他

介助者派遣事業者は、関係法定を遵守すること。

- 2 介助支援業務実施中は学級担任等の指揮監督の下に支援を行い、保護者や学級担任等に対して不信を招くような言動は慎むこと。

第6条 協議

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、介助者派遣事業者と教育委員会や学校等と協議をして別に定めるものとする。

第7条 秘密の保持

業務上知り得た事実については、介助者は第三者に漏らしてはならない。

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 競争入札実施要項 (山内小)

1. 趣旨

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣して教育活動や学校生活を円滑に送れるように支援する。

この実施要項は、派遣業務内容や競争入札の参加要件及び手続等を定めるものである。

また、当該事業は「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）を活用して実施される。

2. 派遣業務内容

- (1) 業務名称：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (山内小)
- (2) 選定方法：競争入札
- (3) 業務期間：令和8年4月9日～令和9年3月19日
- (4) 業務内容：児童生徒に介助者を派遣し、教育活動や学校生活を円滑に送れるよう支援する。
 - ① 移動時、排泄時、衣服着脱時、食事の介助支援
 - ② その他、児童生徒の安全な行動のための支援等※指導課窓口（沖縄市役所7階）にて詳細資料について閲覧可能です。

3. 参加要件

次の(1)から(7)に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募の受付期間中に受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の未納がないこと。（証明書等の提出を求める場合は、遅滞なく提出すること）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 契約

本業務の契約は以下のとおりとする。

- (1) 契約内容等：契約の詳細は契約書内で定めるほか、沖縄市契約規則に拠るものとする。
- (2) 契約保証金：契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 提出書類：契約締結時に、以下の書類の提出を求める場合には遅滞なく指定の期間内に提出すること。
 - ① 納税証明書（国税、県税及び市税の滞納がないことの証明）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人又は団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他、教育長が提出の必要を認めて提出を指示したもの※本市の入札参加登録者の場合①~③については提出不要

9. 留意事項

以下の事項に留意すること。

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 正当な理由なく提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき
 - ③ 本実施要項に違反する行為を認めたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があったと認められたとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後に書類の変更、差替えや再提出は認めない。但し、誤字脱字等の軽微なものは可とする。
- (3) 費用負担
入札参加に要する全ての費用等については、参加者のご負担とします。
- (4) 入札保証金について
入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。
ただし、契約規則第16条の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) その他
 - ① 入札参加者は「参加申込書」（様式2）の提出をもって本業務に係る全事項に同意されたものとする。
 - ② 入札及び開札等に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ③ 落札者が無い場合、入札参加者の中から法令等の定めに基づく手続きを進めることができるものとする。
 - ④ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした事業であり、交付状況によっては事業実施について変更または中止になる場合がある。

10. 事務局（沖縄市教育委員会指導課）

☎904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL：098-939-7976（直通） / 098-939-1212（代表） 内線2755

E-mail：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

担当：稲嶺・小浜

概要仕様書

1. 業務名称 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (山内小)
2. 業務概要 心身に障がいをもち、介助支援を要する児童・生徒に対するの介助業務
3. 介助対象者 2人 ①6年生：女子 ②5年生：男子
4. 派遣人数 1人
5. 業務場所 沖縄市立山内小学校 等
6. 業務期間 令和8年4月9日～令和9年3月19日 の期間の授業日 195 日間
※業務期間に変動が生じる場合は、協議を行い変更を可とする。

第1条 目的

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣する。

第2条 介助者の業務

介助者は以下の業務に従事するものとする。（詳細は別紙資料参照のこと）

- ① 車椅子等を使用するなど、歩行に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ② 排泄の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ③ 食事の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ④ 校外で行う教育活動の際に必要な支援を行う。ただし、校外で行う教育活動は以下に掲げるものとする。

ア 遠足行事及び社会見学

イ 運動会又は体育祭

ウ 宿泊を伴う学習活動（修学旅行等）

エ 体験学習事業等

オ その他、支援を要すると認められるもの

2 本業務の実施にあたっては、学校及び保護者、児童生徒等と連携して、協議の上でその介助内容を決定するものとする。そのための協議の場は、派遣業務実施前に設けるものとする。

3 介助者と児童生徒及びその保護者、学級担任等の関係者は、連携して円滑な介助支援が実施できるように努めること。

4 介助者は児童生徒の介助支援の内容を業務日誌に記録し、学校及び教育委員会に報告すること。

5 その他、事故及び注意を要する事案があった場合には、教育委員会及び学校等に報告し、必要に応じて協議を行って再発防止等に努めること。

6 当該児童生徒が欠席する場合には、学校の指示に従って特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行うこと。

第3条 資格要件

介助者は、以下の要件を満たす者を派遣すること。

- ① 介護職員初任者研修 修了者（旧 介護ヘルパー2級）以上をもつ者
- ② 前号の資格を有しないものの、介護職現場にて従事した経験がある者（概ね2年程度）

第4条 勤務条件

介助者は以下の勤務条件とする。

- ① 勤務日：週5日（月～金の平日。但し、日曜参観日等で休日に勤務した場合は、学校の代替休日を休日に振り替える。）
- ② 勤務時間： 8時00分 から 16時00分 まで（左記時間内において60分の休憩時間をとる）
但し、児童生徒の体調、保護者の協力状況、学校行事に応じて勤務時間を変更することができる。その際は介助者派遣事業者と学校、保護者等と事前に協議して定めることとする。
- ③ 欠席日の勤務：当該児童生徒が欠席する場合には、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援も可能とします。
- ④ 派遣体制：介助者派遣事業者は、介助者の退職や欠勤等で介助支援が中断しないように派遣体制を整備すること。

第5条 その他

介助者派遣事業者は、関係法定を遵守すること。

- 2 介助支援業務実施中は学級担任等の指揮監督の下に支援を行い、保護者や学級担任等に対して不信を招くような言動は慎むこと。

第6条 協議

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、介助者派遣事業者と教育委員会や学校等と協議をして別に定めるものとする。

第7条 秘密の保持

業務上知り得た事実については、介助者は第三者に漏らしてはならない。

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 競争入札実施要項 (北美小)

1. 趣旨

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣して教育活動や学校生活を円滑に送れるように支援する。

この実施要項は、派遣業務内容や競争入札の参加要件及び手続等を定めるものである。

また、当該事業は「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）を活用して実施される。

2. 派遣業務内容

- (1) 業務名称：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (北美小)
- (2) 選定方法：競争入札
- (3) 業務期間：令和8年4月9日～令和9年3月19日
- (4) 業務内容：児童生徒に介助者を派遣し、教育活動や学校生活を円滑に送れるよう支援する。
 - ① 移動時、排泄時、衣服着脱時、食事の介助支援
 - ② その他、児童生徒の安全な行動のための支援等※指導課窓口（沖縄市役所7階）にて詳細資料について閲覧可能です。

3. 参加要件

次の(1)から(7)に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募の受付期間中に受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の未納がないこと。（証明書等の提出を求める場合は、遅滞なく提出すること）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 契約

本業務の契約は以下のとおりとする。

- (1) 契約内容等：契約の詳細は契約書内で定めるほか、沖縄市契約規則に拠るものとする。
- (2) 契約保証金：契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 提出書類：契約締結時に、以下の書類の提出を求める場合には遅滞なく指定の期間内に提出すること。
 - ① 納税証明書（国税、県税及び市税の滞納がないことの証明）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人又は団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他、教育長が提出の必要を認めて提出を指示したもの※本市の入札参加登録者の場合①~③については提出不要

9. 留意事項

以下の事項に留意すること。

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 正当な理由なく提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき
 - ③ 本実施要項に違反する行為を認めたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があったと認められたとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後に書類の変更、差替えや再提出は認めない。但し、誤字脱字等の軽微なものは可とする。
- (3) 費用負担
入札参加に要する全ての費用等については、参加者のご負担とします。
- (4) 入札保証金について
入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。
ただし、契約規則第16条の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) その他
 - ① 入札参加者は「参加申込書」（様式2）の提出をもって本業務に係る全事項に同意されたものとする。
 - ② 入札及び開札等に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ③ 落札者が無い場合、入札参加者の中から法令等の定めに基づく手続きを進めることができるものとする。
 - ④ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした事業であり、交付状況によっては事業実施について変更または中止になる場合がある。

10. 事務局（沖縄市教育委員会指導課）

☎904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL：098-939-7976（直通） / 098-939-1212（代表） 内線2755

E-mail：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

担当：稲嶺・小浜

概要仕様書

1. 業務名称 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (北美小)
2. 業務概要 心身に障がいをもち、介助支援を要する児童・生徒に対するの介助業務
3. 介助対象者 1人 ④4年生：男子
4. 派遣人数 1人
5. 業務場所 沖縄市立北美小学校 等
6. 業務期間 令和8年4月9日～令和9年3月19日 の期間の授業日 195 日間
※業務期間に変動が生じる場合は、協議を行い変更を可とする。

第1条 目的

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣する。

第2条 介助者の業務

介助者は以下の業務に従事するものとする。（詳細は別紙資料参照のこと）

- ① 車椅子等を使用するなど、歩行に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ② 排泄の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ③ 食事の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ④ 校外で行う教育活動の際に必要な支援を行う。ただし、校外で行う教育活動は以下に掲げるものとする。

ア 遠足行事及び社会見学

イ 運動会又は体育祭

ウ 宿泊を伴う学習活動（修学旅行等）

エ 体験学習事業等

オ その他、支援を要すると認められるもの

- 2 本業務の実施にあたっては、学校及び保護者、児童生徒等と連携して、協議の上でその介助内容を決定するものとする。そのための協議の場は、派遣業務実施前に設けるものとする。
- 3 介助者と児童生徒及びその保護者、学級担任等の関係者は、連携して円滑な介助支援が実施できるように努めること。
- 4 介助者は児童生徒の介助支援の内容を業務日誌に記録し、学校及び教育委員会に報告すること。
- 5 その他、事故及び注意を要する事案があった場合には、教育委員会及び学校等に報告し、必要に応じて協議を行って再発防止等に努めること。
- 6 当該児童生徒が欠席する場合には、学校の指示に従って特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行うこと。

第3条 資格要件

介助者は、以下の要件を満たす者を派遣すること。

- ① 介護職員初任者研修 修了者（旧 介護ヘルパー2級）以上をもつ者
- ② 前号の資格を有しないものの、介護職現場にて従事した経験がある者（概ね2年程度）

第4条 勤務条件

介助者は以下の勤務条件とする。

- ① 勤務日：週5日（月～金の平日。但し、日曜参観日等で休日に勤務した場合は、学校の代替休日を休日に振り替える。）
- ② 勤務時間： 8時00分 から 16時00分 まで（左記時間内において60分の休憩時間をとる）
但し、児童生徒の体調、保護者の協力状況、学校行事に応じて勤務時間を変更することができる。その際は介助者派遣事業者と学校、保護者等と事前に協議して定めることとする。
- ③ 欠席日の勤務：当該児童生徒が欠席する場合には、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援も可能とします。
- ④ 派遣体制：介助者派遣事業者は、介助者の退職や欠勤等で介助支援が中断しないように派遣体制を整備すること。

第5条 その他

介助者派遣事業者は、関係法定を遵守すること。

- 2 介助支援業務実施中は学級担任等の指揮監督の下に支援を行い、保護者や学級担任等に対して不信を招くような言動は慎むこと。

第6条 協議

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、介助者派遣事業者と教育委員会や学校等と協議をして別に定めるものとする。

第7条 秘密の保持

業務上知り得た事実については、介助者は第三者に漏らしてはならない。

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 競争入札実施要項 (島袋小)

1. 趣旨

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣して教育活動や学校生活を円滑に送れるように支援する。

この実施要項は、派遣業務内容や競争入札の参加要件及び手続等を定めるものである。

また、当該事業は「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）を活用して実施される。

2. 派遣業務内容

- (1) 業務名称：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (島袋小)
- (2) 選定方法：競争入札
- (3) 業務期間：令和8年4月9日～令和9年3月19日
- (4) 業務内容：児童生徒に介助者を派遣し、教育活動や学校生活を円滑に送れるよう支援する。
 - ① 移動時、排泄時、衣服着脱時、食事の介助支援
 - ② その他、児童生徒の安全な行動のための支援等※指導課窓口（沖縄市役所7階）にて詳細資料について閲覧可能です。

3. 参加要件

次の(1)から(7)に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募の受付期間中に受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の未納がないこと。（証明書等の提出を求める場合は、遅滞なく提出すること）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 契約

本業務の契約は以下のとおりとする。

- (1) 契約内容等：契約の詳細は契約書内で定めるほか、沖縄市契約規則に拠るものとする。
- (2) 契約保証金：契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 提出書類：契約締結時に、以下の書類の提出を求める場合には遅滞なく指定の期間内に提出すること。
 - ① 納税証明書（国税、県税及び市税の滞納がないことの証明）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人又は団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他、教育長が提出の必要を認めて提出を指示したもの※本市の入札参加登録者の場合①~③については提出不要

9. 留意事項

以下の事項に留意すること。

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 正当な理由なく提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき
 - ③ 本実施要項に違反する行為を認めたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があったと認められたとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後に書類の変更、差替えや再提出は認めない。但し、誤字脱字等の軽微なものは可とする。
- (3) 費用負担
入札参加に要する全ての費用等については、参加者のご負担とします。
- (4) 入札保証金について
入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。
ただし、契約規則第16条の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) その他
 - ① 入札参加者は「参加申込書」（様式2）の提出をもって本業務に係る全事項に同意されたものとする。
 - ② 入札及び開札等に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ③ 落札者が無い場合、入札参加者の中から法令等の定めに基づく手続きを進めることができるものとする。
 - ④ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした事業であり、交付状況によっては事業実施について変更または中止になる場合がある。

10. 事務局（沖縄市教育委員会指導課）

☎904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL：098-939-7976（直通） / 098-939-1212（代表） 内線2755

E-mail：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

担当：稲嶺・小浜

概要仕様書

1. 業務名称 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (島袋小)
2. 業務概要 心身に障がいをもち、介助支援を要する児童・生徒に対するの介助業務
3. 介助対象者 1人 ④2年生：男子
4. 派遣人数 1人
5. 業務場所 沖縄市立島袋小学校 等
6. 業務期間 令和8年4月9日～令和9年3月19日 の期間の授業日 195 日間
※業務期間に変動が生じる場合は、協議を行い変更を可とする。

第1条 目的

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣する。

第2条 介助者の業務

介助者は以下の業務に従事するものとする。（詳細は別紙資料参照のこと）

- ① 車椅子等を使用するなど、歩行に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ② 排泄の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ③ 食事の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ④ 校外で行う教育活動の際に必要な支援を行う。ただし、校外で行う教育活動は以下に掲げるものとする。

ア 遠足行事及び社会見学

イ 運動会又は体育祭

ウ 宿泊を伴う学習活動（修学旅行等）

エ 体験学習事業等

オ その他、支援を要すると認められるもの

- 2 本業務の実施にあたっては、学校及び保護者、児童生徒等と連携して、協議の上でその介助内容を決定するものとする。そのための協議の場は、派遣業務実施前に設けるものとする。
- 3 介助者と児童生徒及びその保護者、学級担任等の関係者は、連携して円滑な介助支援が実施できるように努めること。
- 4 介助者は児童生徒の介助支援の内容を業務日誌に記録し、学校及び教育委員会に報告すること。
- 5 その他、事故及び注意を要する事案があった場合には、教育委員会及び学校等に報告し、必要に応じて協議を行って再発防止等に努めること。
- 6 当該児童生徒が欠席する場合には、学校の指示に従って特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行うこと。

第3条 資格要件

介助者は、以下の要件を満たす者を派遣すること。

- ① 介護職員初任者研修 修了者（旧 介護ヘルパー2級）以上をもつ者
- ② 前号の資格を有しないものの、介護職現場にて従事した経験がある者（概ね2年程度）

第4条 勤務条件

介助者は以下の勤務条件とする。

- ① 勤務日：週5日（月～金の平日。但し、日曜参観日等で休日に勤務した場合は、学校の代替休日を休日に振り替える。）
- ② 勤務時間： 8時00分 から 16時00分 まで（左記時間内において60分の休憩時間をとる）
但し、児童生徒の体調、保護者の協力状況、学校行事に応じて勤務時間を変更することができる。
その際は介助者派遣事業者と学校、保護者等と事前に協議して定めることとする。
- ③ 欠席日の勤務：当該児童生徒が欠席する場合には、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援も可能とします。
- ④ 派遣体制：介助者派遣事業者は、介助者の退職や欠勤等で介助支援が中断しないように派遣体制を整備すること。

第5条 その他

介助者派遣事業者は、関係法定を遵守すること。

- 2 介助支援業務実施中は学級担任等の指揮監督の下に支援を行い、保護者や学級担任等に対して不信を招くような言動は慎むこと。

第6条 協議

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、介助者派遣事業者と教育委員会や学校等と協議をして別に定めるものとする。

第7条 秘密の保持

業務上知り得た事実については、介助者は第三者に漏らしてはならない。

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 競争入札実施要項 (美原小)

1. 趣旨

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣して教育活動や学校生活を円滑に送れるように支援する。

この実施要項は、派遣業務内容や競争入札の参加要件及び手続等を定めるものである。

また、当該事業は「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）を活用して実施される。

2. 派遣業務内容

- (1) 業務名称：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (美原小)
- (2) 選定方法：競争入札
- (3) 業務期間：令和8年4月9日～令和9年3月19日
- (4) 業務内容：児童生徒に介助者を派遣し、教育活動や学校生活を円滑に送れるよう支援する。
 - ① 移動時、排泄時、衣服着脱時、食事の介助支援
 - ② その他、児童生徒の安全な行動のための支援等※指導課窓口（沖縄市役所7階）にて詳細資料について閲覧可能です。

3. 参加要件

次の(1)から(7)に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募の受付期間中に受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の未納がないこと。（証明書等の提出を求める場合は、遅滞なく提出すること）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 契約

本業務の契約は以下のとおりとする。

- (1) 契約内容等：契約の詳細は契約書内で定めるほか、沖縄市契約規則に拠るものとする。
- (2) 契約保証金：契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 提出書類：契約締結時に、以下の書類の提出を求める場合には遅滞なく指定の期間内に提出すること。
 - ① 納税証明書（国税、県税及び市税の滞納がないことの証明）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人又は団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他、教育長が提出の必要を認めて提出を指示したもの※本市の入札参加登録者の場合①~③については提出不要

9. 留意事項

以下の事項に留意すること。

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 正当な理由なく提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき
 - ③ 本実施要項に違反する行為を認めたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があったと認められたとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後に書類の変更、差替えや再提出は認めない。但し、誤字脱字等の軽微なものは可とする。
- (3) 費用負担
入札参加に要する全ての費用等については、参加者のご負担とします。
- (4) 入札保証金について
入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。
ただし、契約規則第16条の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) その他
 - ① 入札参加者は「参加申込書」（様式2）の提出をもって本業務に係る全事項に同意されたものとする。
 - ② 入札及び開札等に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ③ 落札者が無い場合、入札参加者の中から法令等の定めに基づく手続きを進めることができるものとする。
 - ④ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした事業であり、交付状況によっては事業実施について変更または中止になる場合がある。

10. 事務局（沖縄市教育委員会指導課）

☎904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL：098-939-7976（直通） / 098-939-1212（代表） 内線2755

E-mail：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

担当：稲嶺・小浜

概要仕様書

1. 業務名称 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (美原小)
2. 業務概要 心身に障がいをもち、介助支援を要する児童・生徒に対するの介助業務
3. 介助対象者 3人 ①6年生：男子 ②4年生：男子 ③3年生：男子
4. 派遣人数 2人
5. 業務場所 沖縄市立美原小学校 等
6. 業務期間 令和8年4月9日～令和9年3月19日 の期間の授業日 202 日間
※業務期間に変動が生じる場合は、協議を行い変更を可とする。

第1条 目的

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣する。

第2条 介助者の業務

介助者は以下の業務に従事するものとする。（詳細は別紙資料参照のこと）

- ① 車椅子等を使用するなど、歩行に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ② 排泄の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ③ 食事の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ④ 校外で行う教育活動の際に必要な支援を行う。ただし、校外で行う教育活動は以下に掲げるものとする。

ア 遠足行事及び社会見学

イ 運動会又は体育祭

ウ 宿泊を伴う学習活動（修学旅行等）

エ 体験学習事業等

オ その他、支援を要すると認められるもの

- 2 本業務の実施にあたっては、学校及び保護者、児童生徒等と連携して、協議の上でその介助内容を決定するものとする。そのための協議の場は、派遣業務実施前に設けるものとする。
- 3 介助者と児童生徒及びその保護者、学級担任等の関係者は、連携して円滑な介助支援が実施できるように努めること。
- 4 介助者は児童生徒の介助支援の内容を業務日誌に記録し、学校及び教育委員会に報告すること。
- 5 その他、事故及び注意を要する事案があった場合には、教育委員会及び学校等に報告し、必要に応じて協議を行って再発防止等に努めること。
- 6 当該児童生徒が欠席する場合には、学校の指示に従って特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行うこと。

第3条 資格要件

介助者は、以下の要件を満たす者を派遣すること。

- ① 介護職員初任者研修 修了者（旧 介護ヘルパー2級）以上をもつ者
- ② 前号の資格を有しないものの、介護職現場にて従事した経験がある者（概ね2年程度）

第4条 勤務条件

介助者は以下の勤務条件とする。

- ① 勤務日：週5日（月～金の平日。但し、日曜参観日等で休日に勤務した場合は、学校の代替休日を休日に振り替える。）
- ② 勤務時間： 8時00分 から 16時00分 まで（左記時間内において60分の休憩時間をとる）
但し、児童生徒の体調、保護者の協力状況、学校行事に応じて勤務時間を変更することができる。その際は介助者派遣事業者と学校、保護者等と事前に協議して定めることとする。
- ③ 欠席日の勤務：当該児童生徒が欠席する場合には、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援も可能とします。
- ④ 派遣体制：介助者派遣事業者は、介助者の退職や欠勤等で介助支援が中断しないように派遣体制を整備すること。

第5条 その他

介助者派遣事業者は、関係法定を遵守すること。

- 2 介助支援業務実施中は学級担任等の指揮監督の下に支援を行い、保護者や学級担任等に対して不信を招くような言動は慎むこと。

第6条 協議

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、介助者派遣事業者と教育委員会や学校等と協議をして別に定めるものとする。

第7条 秘密の保持

業務上知り得た事実については、介助者は第三者に漏らしてはならない。

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 競争入札実施要項 (泡瀬小)

1. 趣旨

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣して教育活動や学校生活を円滑に送れるように支援する。

この実施要項は、派遣業務内容や競争入札の参加要件及び手続等を定めるものである。

また、当該事業は「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）を活用して実施される。

2. 派遣業務内容

- (1) 業務名称：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (泡瀬小)
- (2) 選定方法：競争入札
- (3) 業務期間：令和8年4月9日～令和9年3月19日
- (4) 業務内容：児童生徒に介助者を派遣し、教育活動や学校生活を円滑に送れるよう支援する。
 - ① 移動時、排泄時、衣服着脱時、食事の介助支援
 - ② その他、児童生徒の安全な行動のための支援等※指導課窓口（沖縄市役所7階）にて詳細資料について閲覧可能です。

3. 参加要件

次の(1)から(7)に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募の受付期間中に受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の未納がないこと。（証明書等の提出を求める場合は、遅滞なく提出すること）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 契約

本業務の契約は以下のとおりとする。

- (1) 契約内容等：契約の詳細は契約書内で定めるほか、沖縄市契約規則に拠るものとする。
- (2) 契約保証金：契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 提出書類：契約締結時に、以下の書類の提出を求める場合には遅滞なく指定の期間内に提出すること。
 - ① 納税証明書（国税、県税及び市税の滞納がないことの証明）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人又は団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他、教育長が提出の必要を認めて提出を指示したもの※本市の入札参加登録者の場合①~③については提出不要

9. 留意事項

以下の事項に留意すること。

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 正当な理由なく提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき
 - ③ 本実施要項に違反する行為を認めたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があったと認められたとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後に書類の変更、差替えや再提出は認めない。但し、誤字脱字等の軽微なものは可とする。
- (3) 費用負担
入札参加に要する全ての費用等については、参加者のご負担とします。
- (4) 入札保証金について
入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。
ただし、契約規則第16条の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) その他
 - ① 入札参加者は「参加申込書」（様式2）の提出をもって本業務に係る全事項に同意されたものとする。
 - ② 入札及び開札等に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ③ 落札者が無い場合、入札参加者の中から法令等の定めに基づく手続きを進めることができるものとする。
 - ④ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした事業であり、交付状況によっては事業実施について変更または中止になる場合がある。

10. 事務局（沖縄市教育委員会指導課）

☎904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL：098-939-7976（直通） / 098-939-1212（代表） 内線2755

E-mail：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

担当：稲嶺・小浜

概要仕様書

1. 業務名称 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (泡瀬小)
2. 業務概要 心身に障がいをもち、介助支援を要する児童・生徒に対するの介助業務
3. 介助対象者 2人 ①5年生：男子 ②3年生：男子
4. 派遣人数 1人
5. 業務場所 沖縄市立泡瀬小学校 等
6. 業務期間 令和8年4月9日～令和9年3月19日 の期間の授業日 195 日間
※業務期間に変動が生じる場合は、協議を行い変更を可とする。

第1条 目的

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣する。

第2条 介助者の業務

介助者は以下の業務に従事するものとする。（詳細は別紙資料参照のこと）

- ① 車椅子等を使用するなど、歩行に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ② 排泄の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ③ 食事の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ④ 校外で行う教育活動の際に必要な支援を行う。ただし、校外で行う教育活動は以下に掲げるものとする。

ア 遠足行事及び社会見学

イ 運動会又は体育祭

ウ 宿泊を伴う学習活動（修学旅行等）

エ 体験学習事業等

オ その他、支援を要すると認められるもの

- 2 本業務の実施にあたっては、学校及び保護者、児童生徒等と連携して、協議の上でその介助内容を決定するものとする。そのための協議の場は、派遣業務実施前に設けるものとする。
- 3 介助者と児童生徒及びその保護者、学級担任等の関係者は、連携して円滑な介助支援が実施できるように努めること。
- 4 介助者は児童生徒の介助支援の内容を業務日誌に記録し、学校及び教育委員会に報告すること。
- 5 その他、事故及び注意を要する事案があった場合には、教育委員会及び学校等に報告し、必要に応じて協議を行って再発防止等に努めること。
- 6 当該児童生徒が欠席する場合には、学校の指示に従って特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行うこと。

第3条 資格要件

介助者は、以下の要件を満たす者を派遣すること。

- ① 介護職員初任者研修 修了者（旧 介護ヘルパー2級）以上をもつ者
- ② 前号の資格を有しないものの、介護職現場にて従事した経験がある者（概ね2年程度）

第4条 勤務条件

介助者は以下の勤務条件とする。

- ① 勤務日：週5日（月～金の平日。但し、日曜参観日等で休日に勤務した場合は、学校の代替休日を休日に振り替える。）
- ② 勤務時間： 8時00分 から 16時00分 まで（左記時間内において60分の休憩時間をとる）
但し、児童生徒の体調、保護者の協力状況、学校行事に応じて勤務時間を変更することができる。その際は介助者派遣事業者と学校、保護者等と事前に協議して定めることとする。
- ③ 欠席日の勤務：当該児童生徒が欠席する場合には、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援も可能とします。
- ④ 派遣体制：介助者派遣事業者は、介助者の退職や欠勤等で介助支援が中断しないように派遣体制を整備すること。

第5条 その他

介助者派遣事業者は、関係法定を遵守すること。

- 2 介助支援業務実施中は学級担任等の指揮監督の下に支援を行い、保護者や学級担任等に対して不信を招くような言動は慎むこと。

第6条 協議

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、介助者派遣事業者と教育委員会や学校等と協議をして別に定めるものとする。

第7条 秘密の保持

業務上知り得た事実については、介助者は第三者に漏らしてはならない。

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 競争入札実施要項 (比屋根小)

1. 趣旨

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣して教育活動や学校生活を円滑に送れるように支援する。

この実施要項は、派遣業務内容や競争入札の参加要件及び手続等を定めるものである。

また、当該事業は「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）を活用して実施される。

2. 派遣業務内容

- (1) 業務名称：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (比屋根小)
- (2) 選定方法：競争入札
- (3) 業務期間：令和8年4月9日～令和9年3月19日
- (4) 業務内容：児童生徒に介助者を派遣し、教育活動や学校生活を円滑に送れるよう支援する。
 - ① 移動時、排泄時、衣服着脱時、食事の介助支援
 - ② その他、児童生徒の安全な行動のための支援等※指導課窓口（沖縄市役所7階）にて詳細資料について閲覧可能です。

3. 参加要件

次の(1)から(7)に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募の受付期間中に受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の未納がないこと。（証明書等の提出を求める場合は、遅滞なく提出すること）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 契約

本業務の契約は以下のとおりとする。

- (1) 契約内容等：契約の詳細は契約書内で定めるほか、沖縄市契約規則に拠るものとする。
- (2) 契約保証金：契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 提出書類：契約締結時に、以下の書類の提出を求める場合には遅滞なく指定の期間内に提出すること。
 - ① 納税証明書（国税、県税及び市税の滞納がないことの証明）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人又は団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他、教育長が提出の必要を認めて提出を指示したもの※本市の入札参加登録者の場合①~③については提出不要

9. 留意事項

以下の事項に留意すること。

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 正当な理由なく提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき
 - ③ 本実施要項に違反する行為を認めたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があったと認められたとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後に書類の変更、差替えや再提出は認めない。但し、誤字脱字等の軽微なものは可とする。
- (3) 費用負担
入札参加に要する全ての費用等については、参加者のご負担とします。
- (4) 入札保証金について
入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。
ただし、契約規則第16条の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) その他
 - ① 入札参加者は「参加申込書」（様式2）の提出をもって本業務に係る全事項に同意されたものとする。
 - ② 入札及び開札等に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ③ 落札者が無い場合、入札参加者の中から法令等の定めに基づく手続きを進めることができるものとする。
 - ④ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした事業であり、交付状況によっては事業実施について変更または中止になる場合がある。

10. 事務局（沖縄市教育委員会指導課）

☎904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL：098-939-7976（直通） / 098-939-1212（代表） 内線2755

E-mail：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

担当：稲嶺・小浜

概要仕様書

1. 業務名称 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (比屋根小)
2. 業務概要 心身に障がいをもち、介助支援を要する児童・生徒に対するの介助業務
3. 介助対象者 5人 ①6年生：女子 ②6年生：女子 ③5年生：男子 ④5年生：女子 ⑤2年生：男子
4. 派遣人数 3人
5. 業務場所 沖縄市立比屋根小学校 等
6. 業務期間 令和8年4月9日～令和9年3月19日 の期間の授業日 196 日間
※業務期間に変動が生じる場合は、協議を行い変更を可とする。

第1条 目的

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣する。

第2条 介助者の業務

介助者は以下の業務に従事するものとする。（詳細は別紙資料参照のこと）

- ① 車椅子等を使用するなど、歩行に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ② 排泄の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ③ 食事の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ④ 校外で行う教育活動の際に必要な支援を行う。ただし、校外で行う教育活動は以下に掲げるものとする。

ア 遠足行事及び社会見学

イ 運動会又は体育祭

ウ 宿泊を伴う学習活動（修学旅行等）

エ 体験学習事業等

オ その他、支援を要すると認められるもの

- 2 本業務の実施にあたっては、学校及び保護者、児童生徒等と連携して、協議の上でその介助内容を決定するものとする。そのための協議の場は、派遣業務実施前に設けるものとする。
- 3 介助者と児童生徒及びその保護者、学級担任等の関係者は、連携して円滑な介助支援が実施できるように努めること。
- 4 介助者は児童生徒の介助支援の内容を業務日誌に記録し、学校及び教育委員会に報告すること。
- 5 その他、事故及び注意を要する事案があった場合には、教育委員会及び学校等に報告し、必要に応じて協議を行って再発防止等に努めること。
- 6 当該児童生徒が欠席する場合には、学校の指示に従って特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行うこと。

第3条 資格要件

介助者は、以下の要件を満たす者を派遣すること。

- ① 介護職員初任者研修 修了者（旧 介護ヘルパー2級）以上をもつ者
- ② 前号の資格を有しないものの、介護職現場にて従事した経験がある者（概ね2年程度）

第4条 勤務条件

介助者は以下の勤務条件とする。

- ① 勤務日：週5日（月～金の平日。但し、日曜参観日等で休日に勤務した場合は、学校の代替休日を休日に振り替える。）
- ② 勤務時間： 8時00分 から 16時00分 まで（左記時間内において60分の休憩時間をとる）
但し、児童生徒の体調、保護者の協力状況、学校行事に応じて勤務時間を変更することができる。その際は介助者派遣事業者と学校、保護者等と事前に協議して定めることとする。
- ③ 欠席日の勤務：当該児童生徒が欠席する場合には、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援も可能とします。
- ④ 派遣体制：介助者派遣事業者は、介助者の退職や欠勤等で介助支援が中断しないように派遣体制を整備すること。

第5条 その他

介助者派遣事業者は、関係法定を遵守すること。

- 2 介助支援業務実施中は学級担任等の指揮監督の下に支援を行い、保護者や学級担任等に対して不信を招くような言動は慎むこと。

第6条 協議

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、介助者派遣事業者と教育委員会や学校等と協議をして別に定めるものとする。

第7条 秘密の保持

業務上知り得た事実については、介助者は第三者に漏らしてはならない。

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 競争入札実施要項 (沖縄東中)

1. 趣旨

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣して教育活動や学校生活を円滑に送れるように支援する。

この実施要項は、派遣業務内容や競争入札の参加要件及び手続等を定めるものである。

また、当該事業は「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）を活用して実施される。

2. 派遣業務内容

- (1) 業務名称：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 （沖縄東中）
- (2) 選定方法：競争入札
- (3) 業務期間：令和8年4月8日～令和9年3月19日
- (4) 業務内容：児童生徒に介助者を派遣し、教育活動や学校生活を円滑に送れるよう支援する。
 - ① 移動時、排泄時、衣服着脱時、食事の介助支援
 - ② その他、児童生徒の安全な行動のための支援等※指導課窓口（沖縄市役所7階）にて詳細資料について閲覧可能です。

3. 参加要件

次の(1)から(7)に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募の受付期間中に受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の未納がないこと。（証明書等の提出を求める場合は、遅滞なく提出すること）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 契約

本業務の契約は以下のとおりとする。

- (1) 契約内容等：契約の詳細は契約書内で定めるほか、沖縄市契約規則に拠るものとする。
- (2) 契約保証金：契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 提出書類：契約締結時に、以下の書類の提出を求める場合には遅滞なく指定の期間内に提出すること。
 - ① 納税証明書（国税、県税及び市税の滞納がないことの証明）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人又は団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他、教育長が提出の必要を認めて提出を指示したもの※本市の入札参加登録者の場合①~③については提出不要

9. 留意事項

以下の事項に留意すること。

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 正当な理由なく提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき
 - ③ 本実施要項に違反する行為を認めたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があったと認められたとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後に書類の変更、差替えや再提出は認めない。但し、誤字脱字等の軽微なものは可とする。
- (3) 費用負担
入札参加に要する全ての費用等については、参加者のご負担とします。
- (4) 入札保証金について
入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。
ただし、契約規則第16条の規定に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) その他
 - ① 入札参加者は「参加申込書」（様式2）の提出をもって本業務に係る全事項に同意されたものとする。
 - ② 入札及び開札等に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ③ 落札者が無い場合、入札参加者の中から法令等の定めに基づく手続きを進めることができるものとする。
 - ④ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とした事業であり、交付状況によっては事業実施について変更または中止になる場合がある。

10. 事務局（沖縄市教育委員会指導課）

☎ 904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL : 098-939-7976（直通） / 098-939-1212（代表） 内線2755

E-mail : kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

担当 : 稲嶺・小浜

概要仕様書

1. 業務名称 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (沖縄東中)
2. 業務概要 心身に障がいをもち、介助支援を要する児童・生徒に対するの介助業務
3. 介助対象者 1人 ④2年生：男子
4. 派遣人数 1人
5. 業務場所 沖縄市立沖縄東中学校 等
6. 業務期間 令和8年4月8日～令和9年3月19日 の期間の授業日 205 日間
※業務期間に変動が生じる場合は、協議を行い変更を可とする。

第1条 目的

さまざまな障がいをもつ児童生徒一人ひとりの教育機会の保障と、個性や創造性を発揮して自立する力を育むことを目的に、沖縄市立小学校及び中学校の障がいをもつ児童生徒（以下「児童生徒」という。）の教育活動支援のために、特別支援教育介助者（以下「介助者」という。）を派遣する。

第2条 介助者の業務

介助者は以下の業務に従事するものとする。（詳細は別紙資料参照のこと）

- ① 車椅子等を使用するなど、歩行に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ② 排泄の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ③ 食事の際に支援を要する児童生徒に対して適切な介助支援を行う。
- ④ 校外で行う教育活動の際に必要な支援を行う。ただし、校外で行う教育活動は以下に掲げるものとする。

ア 遠足行事及び社会見学

イ 運動会又は体育祭

ウ 宿泊を伴う学習活動（修学旅行等）

エ 体験学習事業等

オ その他、支援を要すると認められるもの

- 2 本業務の実施にあたっては、学校及び保護者、児童生徒等と連携して、協議の上でその介助内容を決定するものとする。そのための協議の場は、派遣業務実施前に設けるものとする。
- 3 介助者と児童生徒及びその保護者、学級担任等の関係者は、連携して円滑な介助支援が実施できるように努めること。
- 4 介助者は児童生徒の介助支援の内容を業務日誌に記録し、学校及び教育委員会に報告すること。
- 5 その他、事故及び注意を要する事案があった場合には、教育委員会及び学校等に報告し、必要に応じて協議を行って再発防止等に努めること。
- 6 当該児童生徒が欠席する場合には、学校の指示に従って特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を行うこと。

第3条 資格要件

介助者は、以下の要件を満たす者を派遣すること。

- ① 介護職員初任者研修 修了者（旧 介護ヘルパー2級）以上をもつ者
- ② 前号の資格を有しないものの、介護職現場にて従事した経験がある者（概ね2年程度）

第4条 勤務条件

介助者は以下の勤務条件とする。

- ① 勤務日：週5日（月～金の平日。但し、日曜参観日等で休日に勤務した場合は、学校の代替休日を休日に振り替える。）
- ② 勤務時間： 8時00分から16時30分まで（左記時間内において60分の休憩時間をとる）
但し、児童生徒の体調、保護者の協力状況、学校行事に応じて勤務時間を変更することができる。その際は介助者派遣事業者と学校、保護者等と事前に協議して定めることとする。
- ③ 欠席日の勤務：当該児童生徒が欠席する場合には、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援も可能とします。
- ④ 派遣体制：介助者派遣事業者は、介助者の退職や欠勤等で介助支援が中断しないように派遣体制を整備すること。

第5条 その他

介助者派遣事業者は、関係法定を遵守すること。

- 2 介助支援業務実施中は学級担任等の指揮監督の下に支援を行い、保護者や学級担任等に対して不信を招くような言動は慎むこと。

第6条 協議

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、介助者派遣事業者と教育委員会や学校等と協議をして別に定めるものとする。

第7条 秘密の保持

業務上知り得た事実については、介助者は第三者に漏らしてはならない。

質問・回答書

件 名 : 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務

質問期間 : 令和8年3月16日 (月) 17時迄

提出先 : 沖縄市教育委員会指導課 (沖縄市役所7階)

※E-mail : kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

質問者 : 商 号

代表者

E-mail

回答者 : 沖縄市教育委員会指導課

質問内容	回答
質問事項は内容別に番号をつけてください ①	

様式 2

令和 8 年 月 日

入 札 参 加 申 込 書

令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務（学校名： ）

沖縄市教育委員会

教育長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名



令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務に係る入札に参加したいので、実施要項に基づき申し込みます。

なお、当社は、同実施要項「3. 参加要件」を満たしていることを誓約いたします。

【担当者】 氏 名

所 属

役 職 名

【連絡先】 住 所

TEL

FAX

E-mail

様式3

入札辞退届

件名：令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務（学校名： ）

上記について、都合により入札を辞退します。

沖縄市教育委員会 教育長 様

令和 8 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

委任状

住所：

氏名：

㊞

私は、上記の者を私の代理人として、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

1. 沖縄市教育委員会にて行われる入札の件
2. 件名 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務
(学校名：)

令和 8 年 月 日

住所：

商号又は名称：

代表者氏名：

㊞

沖縄市教育委員会 教育長 様

入札書 (第 回)

令和 8 年 月 日

沖縄市教育委員会

教育長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

代 理 人

㊞

次の金額で請負したいので、沖縄市契約規則を堅く守り入札します。

(消費税は、含まれていません。)

金額 (¥)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

件名： 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務

(学校名：)

- (注)
- 1 本書は、入札事業名及び商号又は名称を記載した封筒に封入すること。
 - 2 金額は、アラビア数字ではっきり記入すること。金額の訂正は無効とする。
 - 3 代理人をもって入札する場合は、代理人氏名を記入し代理人の押印をすること。

回数を忘れずに

※入札は3回まで実施します

入札書 (第1回)

令和 8 年 4 月 3 日

日付を忘れずに

沖縄市教育委員会
教育長 様

印鑑を忘れず押印してください。

代理人が入札参加する場合には、「委任状」を持参して入札書にも記入・押印してください。

住 所 沖縄市仲宗根町26-1-7

商号又は名称 児童デイサービス 風の子さん

代 表 者 名 代表社員 風野 吹太郎

代 理 人 朝風 涼子

児童デイ
サービス
風の子さん^印

朝
風^印

次の金額で請負したいので、沖縄市契約規則を堅く守り入札します。

(消費税は含まれていません。)

金額 (¥)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
						¥	1	2	3	5

件名： 令和8年度 特別支援教育介助者派遣業務 (美里小)

- (注)
- 1 本書は、入札事業名及び商号又は名称を記載した封筒に封入すること。
 - 2 金額は、アラビア数字ではっきり記入すること。金額の訂正は無効とする。
 - 3 代理人をもって入札する場合は、代理人氏名を記入し代理人の押印をすること。

日額を記載してください。

※消費税抜きです

学校名を忘れずに